



弁護団だより

みんなして

No.47 発行 2015年 12月
「生業を返せ、地域を返せ！」
福島原発事故被害弁護団
TEL : 03-3379-6770

【 最近の動き 】

東電や国の動向	弁護団・原告団の取り組み
12月10日 京丹後市、宮津市、両市長が高浜原発再稼働に反対を表明	12月13日 被害班一日合宿（東京）
12月10日 浪江町、町内に防犯のため設置されたバリケードを来春撤去	12月14日 弁護団会議（東京）
12月23日 福井県知事、高浜原発再稼働を同意	12月16日 弁護団、事業者団体、税理士とともに営業損害の賠償について文科省交渉（文科省）
12月25日 福井地裁、高浜原発運転差し止め仮処分決定を取り消し	12月22日 原告団・弁護団と桑折町長との懇談（桑折町）
12月26日 もんじゅ周辺住民ら、国に対して原子炉設置許可取り消しを求め提訴	

検証予定地の見分記

弁護士 中野直樹

1. 検証

検証とは、裁判官と書記官が、現地に出向いて、直接に被害の実態を観察し、体験し、その結果を裁判記録にとどめることです。11月17日の裁判で、裁判所は、原告が繰返し求めてきた検証について、被告、とりわけ国の猛烈な反対を退けてその必要性を認め、3月17日に浜通りの検証を行う予定であることを言明しました。実現すれば全国で初めての出来事です。裁判官に、何を見て、感じ、想像力を働かせてもらうかが焦点です。その準備として12月6日（日）、弁護団10数名が検証予定地に入りました。



加倉スクリーニング場にて、本稿筆者の中野弁護士（写真左）と南雲幹事長（写真右）

2. ゲートまで

9時に福島駅を出発し国道114号線を経て加倉スクリーニング場までの間、汚染物の仮置き場が目に入り、浪江の山中には車が放棄され、無人の商店街が異常さを伝えます。この道中は裁判官と書記官だけの車中ですが、車窓の汚染の実態にも関心をもち、観察をしてもらうための工夫が必要です。私は防護服を着るのは初めて。間違いなく不安と緊張感が身体と心を支配し始めます。この体験は大事だと思いました。

3. 原告Sさんの自宅と畜舎（浪江町）

ここでSさんと合流し、説明を受けました。全体で1時間半ほどかかりました。自宅の時計の針が14時48分を指し、2011年3月のカレンダーのまま、洗濯衣類が干されたままになっていることが時の停止を訴え、印象的でした。他方で、猪の寝床とも化した



自宅内の荒れ様は無惨すぎます。飼育の委託を受けて仔牛を生後3ヶ月から7ヶ月まで育てていた場所を見分しました。畜舎もそれを囲む環境も草木や蔓が伸び放題で、藪と荒れ野でした。さんは、事故前は、水田地帯であったと説明していましたが、残念ながら、今を見てもその風景がまったく目に浮かびません。侵害されたものは事故前の生活であり、生業です。この原風景と今との比較があって初めて失われたものの価値の実感ができるのです。南雲弁護士は、事故前のこの地域の姿を映す写真等が絶対に必要だと強調していましたが、私も同感です。それがあってこそ、美しかった水田や用水路で、手塩にかけてきた仔牛が餓死していた事実の重みが胸をつくことになると思いました。

4. 原告Fさんの自宅と双葉町

昼食後14時頃に双葉駅前に車を止め、草ぼうぼうの線路を見、3月11日朝、自転車置き場に駐輪された自転車が持ち主に返ることなく錆ついていた。この日、少なくとも自転車の数だけ電車に乗って通勤や通学する人々の生活と生業があったのです。商店街の店は、ガラスが割れ、壁が崩れ、建物全体が崩壊して路上に倒れているままになっています。Fさんの自宅に向かう道沿いの住宅の建物もお寺さんの御堂も幼稚園の園舎も朽ち、確実に廃屋に向かっていきます。ここでもFさんをはじめとした地域の人々が生きてきたコミュニティの原風景を写真等で視覚的にしてそれとの対比で今の有様を見てもらうことが被害の告発に効果的だと感じました。Fさんは、庭の草を刈りゴミや落ち葉を片づけていましたが、建物内には地震で散乱した家財道具が手をつけようもない状態になっていました。泥棒やネズミなどの動物



が荒らした惨状と自宅を大切に手入れしてきたFさんの悔しさ・絶望感をどのように結び

つけられるか、と考えながらあとにしました。

5. 原告Sさんの生きてきた富岡の町

居住制限区域には除染完了告知のカラーコーンが目立ちました。しかし、道を隔てたすぐ向こうの帰還困難区域は手つかずの荒れ野です。これに隣合わせの環境が平穏に人間らしく生きる場所なのか、を問うことがここの課題です。

第一原発事故が「終わった」ことにされてしまい、住民の要望や要求が受けつけられなくなる可能性があります。

このような20ミリシーベルト受忍論の押しつけに対して、「NO!」の声を挙げるのが緊急の課題になっています。

原発事故によって「事故前にはなかった放射線被ばくをさせられている」ことこそが被害です。ともに声を挙げ、原状回復や全体救済、脱原発を進めましょう。

広範なみなさまに、意見広告を出すための募金のご協力をお願いいたします。個人の方は1口1000円から、団体は1口5000円から、何口でも大歓迎です!!

【ゆうちょ銀行】 口座番号 02240-9-114460
加入者名 生業訴訟原告団



生業訴訟第16回期日（1月26日）のお知らせ

<当日のスケジュール>

【裁判所：午前】

09:00 あぶくま事務所前集合
09:30 進行協議
10:45 原告本人尋問①
11:30 原告本人尋問②
12:20 事務所前集会
12:40 裁判所へ行進

原発事故被害の実態を裁判所に届けよう!



【裁判所：午後】

13:00 原告本人尋問③
13:45 原告本人尋問④
14:30 休廷
14:45 原告本人尋問⑤
15:30 原告本人尋問⑥
16:15 弁論

【文化センター】

13:30 想田和弘さん 講演会
15:30 原告団企画
阿部一枝さんによるピアノ演奏
17:30 報告集会
19:00 懇親会



題字「みんなして」は、中瀬奈都子弁護士の筆によるものです。